

## 相楽東部広域連合立相楽東部クリーンセンター防火管理規程

平成 22 年 3 月 30 日

規 程 第 1 号

### (目的)

第 1 条 この規程は、相楽東部クリーンセンターにおける防火管理の徹底を期するとともに、火災時における物的、人的被害を最小限に食い止めることを目的とする。

### (防火管理責任組織)

第 2 条 常時の火災予防の徹底を期するため、防火管理者、火元総責任者及び火元責任者を置く。

2 前項の組織は、別表 1 に定めるところによる。

### (自衛消防組織)

第 3 条 火災などの事故発生時において、被害を最小限にとどめるため、自衛消防組織を編成する。

2 前項の組織及び任務は、別表 2 に定めるところによる。

### (自主点検)

第 4 条 防火管理者、火元総責任者及び火元責任者は、火災予防のため庁内全般の建物、火気使用施設、電気設備、危険物及び消火器など消防用資器材の設備点検並びに火気使用箇所などの管理にあたるものとする。

### (整備点検基準)

第 5 条 火災予防上の自主点検基準は、次による。

- (1) 防火上の設備、消防用備品の整備、点検
- (2) 火気使用器具及び管理状況
- (3) 電気設備、危険物関係
- (4) 整理、清掃状況

### (警報の伝達及び火気使用の規制)

第 6 条 火災警報発令下、又はその他の事情により火災発生の危険があるときは、防火管理者はその旨を施設全般に伝達するとともに、火気使用の中止などを下命することができる。

(災害の防御)

第7条 施設内外に火災の発生、又はその他の災害が発生した場合は、第3条に定める自衛消防組織の編成により、その任務の遂行にあたるものとする。

(訓練)

第8条 非常時に際し、被害を最小限にとどめるため次の訓練を行い、防災技術の習熟を図るものとする。

- |     |      |             |       |
|-----|------|-------------|-------|
| (1) | 基本訓練 | 消火、搬出、避難、誘導 | 年1回以上 |
| (2) | 総合訓練 |             | 年1回以上 |

(消防機関との連絡)

第9条 防火管理者は、次の事項について常に消防機関と連絡を密にし、より防火管理の適正を期するよう努力しなければならない。

- (1) 査察の要請
- (2) 教育訓練指導の要請
- (3) その他防火管理について必要な事項

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。